

令和元年 6 月 28 日

令和元年第 2 回神奈川県議会定例会

ともに生きる社会かながわ推進特別委員会資料

福祉子どもみらい局、教育委員会

目

次

ページ

- 1 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた
取組みについて 1
- 2 津久井やまゆり園の再生について 4
- 3 インクルーシブ教育の推進について 8

1 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて

ともに生きる社会かながわ憲章（以下、「憲章」という。）の理念の普及に向けた、令和元年度の取組みについて報告する。

(1) 取組みの方向性

- ・ 県内各地域のイベントへの参加や学校での普及啓発など、引き続き市町村や団体、教育と連携した取組みを進めるとともに、企業や大学とも連携し、憲章の理念を、より多くの県民に広く深く浸透させ、より一層の普及を図っていく。

(2) 取組内容

ア ともに生きる社会かながわ推進週間の取組み

令和元年7月22日から28日までの「ともに生きる社会かながわ推進週間」において、次の取組みを行う。

(ア) 津久井やまゆり園事件追悼式

事件によりお亡くなりになった方々に哀悼の意を表するとともに、このような事件が二度と繰り返されないよう決意を新たにすため、ご遺族のご理解を得ながら追悼式を実施

日時 令和元年7月22日（月）13時30分から

場所 相模女子大学グリーンホール（相模原市南区相模大野）

内容 黙とう、追悼の辞、献花、憲章の朗読

(イ) ともに生きる社会かながわ推進週間の普及活動

新聞、タウン誌、ポスターの駅貼りやインターネット広告など、様々な媒体を活用した集中的な広報を実施

イ 「みんなあつまれ」の実施

みんなで同じ体験を共有し、「ともに生きる」ことを体感するイベント「みんなあつまれ」を、地域のイベントと連携して県内7か所で開催する。

イベント名	開催日	会場（住所）
みんなあつまれ inツナガリウォーク	4月27日（土）	山下公園 （横浜市中区）
みんなあつまれ in大和市民まつり	5月11日（土） 12日（日）	引地台公園 （大和市）
みんなあつまれin大船まつり	5月19日（日）	J R 大船駅東口周辺 （鎌倉市）
みんなあつまれ in多摩ふれあいまつり	6月16日（日）	多摩区総合庁舎 （川崎市多摩区）
みんなあつまれ inアシガラマルシェ	10月12日（土）	未病バレー・ビオトピア （大井町）
みんなあつまれ inホッチポッチミュージックフェスティバル	10月20日（日）	日本大通り （横浜市中区）
湘南地域で調整中	秋頃	

ウ 共生社会実現フォーラムの開催

共生社会の実現に向けて、多様な実践者たちの事例を学びながら、誰もが行動するための社会を考えるためのフォーラムを開催する。

日 時 令和元年12月15日（日）

場 所 神奈川県庁本庁舎3階 大会議場ほか

内 容 基調講演やパネルディスカッションなどのプログラム、学生による活動報告、障害福祉サービス事業所の出展、福祉機器等の展示、表彰式など

エ 市町村、団体等との連携

市町村や団体等と連携し、継続性や広がりを持った取組みを県内各地で展開し、県民に身近な地域で憲章に触れていただく。

- ・ 県内で開催される市町村や団体等が主催するイベントとの連携
- ・ 「ともに生きる」に関するパネル展示の実施
- ・ 市町村の広報誌への憲章のPR文の掲載

オ 県教育委員会との連携

県教育委員会との連携を強化し、子どもたちへの憲章の普及を図る。

- ・ 全県立学校で校長等から全校児童・生徒への憲章の説明
- ・ 全県立学校で「いのちの授業」を実施

- ・ 県内すべての児童・生徒を対象とした「いのちの授業」大賞に、「ともに生きる社会かながわ憲章」の部を新設
- ・ 憲章の理念や障がいを理解するための出前講座の実施

カ 企業・団体との連携

企業と連携し、従業員向け研修などを実施する。また、障がい者理解や体験のコンテンツを持っている企業や団体の情報をポータルサイトで発信するとともに、コーディネーターと連携し、イベントへの出店を希望する障がい者団体とイベント主催者とのマッチング等を行う。

キ 大学との連携

大学の授業などにおいて、憲章についての講義を実施する。また、憲章の理念に共感した学生とのワークショップを実施し、若者ならではの普及に係るアイデア出しや情報発信を行う。

(3) 憲章のさらなる普及（6月補正予算関係）

従来の取組みだけでは届きにくかった若年層を主要なターゲットとした新たな取組みを実施することにより、既存の取組みと合わせて、憲章のさらなる普及を図る。

- ・ 若年層向けのデザインや動画の作成
- ・ SNSを活用した広報やキャンペーンの実施
- ・ SNSと連動するデザインのチラシやポスターなどの作成

2 津久井やまゆり園の再生について

(1) 利用者が安心して安全に生活できる場の確保

ア 津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）における取組状況

(ア) 除却工事

期 間：平成30年3月～31年3月

内 容：居住棟、渡り廊下及び作業棟の除却

実施状況：平成31年3月に完了

(イ) 新築及び改修工事設計業務

期 間：平成30年3月～令和元年6月

内 容：新築及び改修工事に係る基本設計、実施設計

実施状況：令和元年6月下旬に完了予定

(ウ) 鎮魂のモニュメントの整備

ご遺族などから幅広く意見を聴きながら、事件で命を奪われた利用者への鎮魂のモニュメントを整備

イ 津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）における取組状況

(ア) アドバイザリー業務委託等

期 間：平成30年6月～令和2年1月

内 容：民間活力を活用した「維持管理を含む設計施工一括発注方式」による施設整備に向け、専門的な知識を有するものから助言を受けるため、アドバイザリー業務を委託

実施状況：平成31年2月12日、事業実施方針や業務要求水準書（案）等を公表し、民間事業者の本事業に対する理解を深め、本事業への参加に係る検討を容易にするため民間事業者と対話を実施

令和元年7月、落札者決定基準について学識経験者から意見聴取し、入札公告に向け準備の予定

事業実施方針	<ul style="list-style-type: none">・ 事業に関する事項 (事業範囲、事業期間、事業スケジュール等)・ 事業者の募集及び選定に関する事項 (参加資格要件、応募手続き、審査方法等)などを規定
業務要求水準書	<ul style="list-style-type: none">・ 施設整備に関する業務要求水準 (建築物の性能や設計施工の実施基準等)・ 維持管理に関する業務要求水準 (保守点検業務や修繕業務の内容等)などを規定

落札者決定基準	・総合評価方式による入札で落札者を決定する基準 (評価項目、配点、総合評価の方法)などを規定
---------	---

その他：令和元年6月23日、地域住民に向けた、施設整備に関する説明会を開催

ウ 施設規模の判断について

(ア) 基本的な考え方

- ・ 津久井やまゆり園再生基本構想(以下「再生基本構想」という。)に基づき、すべての利用者の居室数の確保を前提とし、千木良地域、芹が谷地域合わせて132人分の居室を確保し、意思決定支援の進行に伴う利用者の選択の傾向を踏まえた上で、施設規模を判断する。
- ・ 県は、現時点での意思決定支援チームにおける利用者一人ひとりの意思決定支援の状況から、利用者の選択の傾向を整理した上で、千木良地域、芹が谷地域、それぞれの施設規模を判断する。

(イ) 具体的な取組

- ・ 利用者の日常生活の様子やご家族等からの聞き取りにより、意思決定支援チームが把握した情報に基づき、利用者一人ひとりが、どのような暮らし、どのような支援を望んでいるか、①ご本人の暮らしの豊かさ、②安心して暮らす上で大切なこと、③大切な方々とのつながりなどをポイントに、利用者の選択の傾向について整理した。

(ウ) 施設規模の判断

- ・ 現時点において、利用者の選択の傾向に大幅な偏りがないことから、施設規模は、千木良地域66人、芹が谷地域66人とする。

(エ) 家族への説明

- ・ 家族に向けた説明を6月8日に実施した。

(オ) その他

- ・ 施設規模決定後も、意思決定支援チームが、引き続き、本人を中心に丁寧に時間をかけて、利用者一人ひとりの意思決定支援を継続し、令和2年度の下半期に具体的な入所先の検討を行う。

エ 防犯対策の考え方

- ・ 津久井やまゆり園事件検証報告書を踏まえ、防犯ガラスの取付けや、警備会社と連動したセンサー付防犯カメラ、周囲に異常を知らせる防犯ブザーなど、必要な防犯設備を整備した上で、警察とも日頃から十分な連携を推進する。

- ・ 安全対策と地域交流を両立させるため、居住ゾーンと交流ゾーンを整理するとともに、来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入を確認することや、特に夜間における出入口の制限など動線管理を徹底する。
- ・ 警備会社や防犯に関する専門団体等から意見を聴取し、設計内容に反映させる。

オ 施設整備のスケジュール

令和3年度中にすべての利用者の入所が完了するよう、次のスケジュールで施設を整備する。

- (ア) 津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）
- | | |
|---------------|-------------------------|
| 平成30年3月～31年3月 | 除却工事の実施 |
| ～令和元年6月 | 新築及び改修工事に係る基本設計、実施設計の実施 |
| 令和元年度～令和3年度 | 新築及び改修工事の実施 |
- (イ) 津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）
- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 平成30年度～令和元年度 | アドバイザー業務委託の実施 |
| 令和元年度～令和3年度 | 維持管理を含む設計施工一括発注方式による施設整備事業の実施 |

カ 施設の名称

- (ア) 施設整備後の施設名称

津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）	「津久井やまゆり園」とする方向で調整する。
津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）	応募のあった名称（755件）の中から、選定手続きを進める。

- (イ) 名称公募の実績
- 公募期間 平成31年3月19日～令和元年5月10日
- 応募総数 755件
- (ウ) 芹が谷園舎（仮称）に係る施設名称の決定スケジュール
- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 令和元年5月～7月 | 選定作業 |
| 8月 | 名称選定・名称（案）発表 |
| 11月 | 第3回県議会定例会に「県立の障害者支援施設に関する条例」改正議案を提出 |

キ 施設の指定管理

- (ア) 指定管理の考え方

- ・ 再生基本構想に基づき千木良地域及び芹が谷地域の施設は県立施設とし、運営については、引き続き指定管理とする。

- ・ 利用者の安定的な生活を支援するとともに、意思決定支援における偏りのない選択を担保するため、現在の指定管理期間である令和6年度までの間は、芹が谷地域の施設についても、現指定管理者である社会福祉法人かながわ共同会を指定管理者とする方向で調整する。
 - ・ 指定に向け、専門的な支援の実施や職員の確保など、施設の運営に適した能力を備えているか確認し、調整を進める。
- (イ) 芹が谷園舎（仮称）に係る指定管理に向けたスケジュール
- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 令和元年9月 | 指定管理施設の募集条件（案）（公募・非公募を含む）の報告 |
| 11月 | 第3回県議会定例会に「県立の障害者支援施設に関する条例」改正議案を提出 |
| 令和2年1月 | 条例施行規則について県民意見募集（パブリック・コメント）を実施 |
| 4月 | 指定管理者の募集（申請）開始 |
| 令和3年度 | 新たな指定期間の開始 |

(2) 利用者の意思決定支援及び地域生活移行の促進

ア 利用者の意思決定支援

- ・ 平成30年末までに、意思決定支援の対象となる123名全員の意思決定支援を開始した。
- ・ 利用者一人ひとりが、どのような暮らし、どのような支援を望むのか、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、利用者ごとに意思決定を支援する。
- ・ 日中活動の充実やグループホームの体験・見学に取り組み、その記録を重ね、丁寧にアセスメントを進め、暮らしのあり方や居住の場の選択の方向性を検討する。
- ・ 意思決定支援の実践的なマニュアル及び手引き、取組成果や効果、課題等を取りまとめた報告書を作成し、意思決定支援の普及啓発に向けた準備をする。

イ 地域生活移行の促進

- ・ 意思決定支援を通じて、地域での生活を希望する意思が示された場合、地域生活移行に向けた支援を積極的に実施する。
- ・ グループホームの整備費や人件費に係る補助事業等を活用し、地域生活移行のための体制整備を支援する。

3 インクルーシブ教育の推進について

(1) 義務教育段階の取組み

ア これまでの取組み

○ 「みんなの教室」モデル事業

(ア) 仕組み

すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができる仕組み。

(イ) ねらい

- ・ 通常の学級に在籍する支援の必要な子どもが、必要な時に適切な指導を受けられるようにすることで、教育的ニーズに一層対応しやすくする。
- ・ 特別支援学級に在籍する子どもが、これまで以上に通常の学級で学ぶ機会を増やす。
- ・ 子どもたちがかかわり合う機会を増やし、相互に理解し合いながら、集団に適応する力を一層育む。

(ウ) モデル校（7校）

推進地域	モデル校（平成30年度学級数）	実施年度
茅ヶ崎市	第一中学校（21学級）	平成27～30年度
寒川町	南小学校（20学級）	平成28～30年度
厚木市	毛利台小学校（23学級）	平成28～30年度
	玉川中学校（14学級）	平成28～30年度
南足柄市	福沢小学校（16学級）	平成28～30年度
	向田小学校（17学級）	平成28～30年度
	足柄台中学校（14学級）	平成28～30年度

(エ) 取組みの成果

- ・ 教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制が整備され、支援が必要な子どもに関する情報共有・支援策の検討などが組織的に行われ、子どもへの指導・支援に関する教職員間の共通理解が図られた。
- ・ 交流及び共同学習など、共に学び共に育つ取組みが日常的に行われ、子ども同士の自然なかかわり合いや学び合いが生まれ、子どもの中に「みんなが学級の仲間」という意識が浸透してきた。
- ・ 多様な子どもが共に学ぶ機会が増えたことから、学習の内容・方法・環境の工夫改善等、誰にでもわかりやすい授業づくりの取組みが行われ、わかる喜びや達成感を味わい、自信をつけている子どもの姿が見られた。

(オ) 課題

- ・ 特に小学校では、教育相談コーディネーターに指名された教員が授業や学級担任を併せて受け持っており、コーディネート業務に当たる時間を確保する必要があることが分かった。

イ インクルーシブ教育校内支援体制整備事業

(ア) 仕組み

特に教育相談コーディネーターが学級担任等を兼務している現状にある小学校に、後補充非常勤講師を配置し、教育相談コーディネーターの授業時間を軽減することで、コーディネート業務に当たる時間を確保し、教育相談コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備することにより、小学校におけるインクルーシブ教育の推進を図る。

(イ) ねらい

- ・ すべての子どもができるだけ共に学び共に育ちながら、必要に応じて適切な指導・支援を受けられる校内支援体制を整備する。
- ・ すべての子どもができるだけ通常の学級で共に学び共に育つための授業づくり及び学級づくりを行う。
- ・ すべての子どもが共に学び共に育つことにより、相互理解を深められるようにし、多様性を認め、互いの個性を尊重し、他者と協働する力を育む。

(ウ) 令和元年度指定校（15校）

No.	地域	市町村名	指定校名
1	横須賀市		公郷小学校
2	湘南三浦	鎌倉市	深沢小学校
3		藤沢市	鵜南小学校
4		茅ヶ崎市	円蔵小学校
5	県央	大和市	柳橋小学校
6		海老名市	杉本小学校
7		座間市	相模が丘小学校
8		綾瀬市	綾瀬小学校
9	中	平塚市	勝原小学校
10		秦野市	西小学校
11		伊勢原市	比々多小学校
12	県西	小田原市	富水小学校
13		大井町	上大井小学校
14		箱根町	湯本小学校
15		湯河原町	湯河原小学校

ウ 全県への普及

- (ア) 「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」等の開催
各指定校の取組みの成果と課題を検証するとともに、全県におけるインクルーシブ教育の推進に向けた協議を行っている。
- (イ) 各種会議・研修会での周知
全県指導主事会議、小・中学校教職員対象の教育研究会等で、指定校の研究成果等に係る情報提供及び協議等を行っている。
- (ウ) 市町村教育委員会への働きかけ
「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」の地域連絡部会に出席を依頼し、インクルーシブな学校づくりのポイント等を伝え、取組みの促進を図っている。

(2) 高等学校段階の取組み

ア インクルーシブ教育実践推進校の指定

知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するため、次のことに取り組んだ。障がいのある生徒もない生徒も、共に学ぶことを通じて相互理解を深め、多様性の受容力・社会性・思いやりの心を育む。

- (ア) 平成27年1月
「県立高校改革基本計画」の重点目標にインクルーシブ教育を位置づけた。
- (イ) 平成28年4月
「県立高校改革実施計画（Ⅰ期）」において、茅ヶ崎高校、厚木西高校、足柄高校の県立高校3校をインクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）に指定した。
- (ウ) 平成30年10月
「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」において、パイロット校3校に加えて、11校をインクルーシブ教育実践推進校に指定することとした。知的障がいのある生徒が自力で通学することを考慮し、通学地域を設定した。

イ 各パイロット校における校内体制の整備等

- (ア) 生徒支援体制の整備
〈指導体制〉
生徒の教育的ニーズに対応するためのティーム・ティーチング、小集団指導、個別対応指導等が可能となる体制の整備を行い、一人ひとりの状況に応じた指導に取り組んでいる。

〈キャリア教育〉

生徒が進路希望を実現し、卒業後、社会で活躍できるようにするための指導体制の整備を行い、職場見学やインターンシップ等、体験的な学習も含めた指導に取り組んでいる。

(イ) 施設・設備の整備

〈リソースルーム等の整備〉

生徒が安心して学校生活を送り、必要に応じて個別の指導等を受けるためのリソースルーム等の整備を行い、一人ひとりに対する充実した支援に取り組んでいる。

ウ インクルーシブ教育実践推進校の志願に向けた取組み

(ア) 入学者選抜

〈平成29年度及び平成30年度〉

「連携型中高一貫教育」に基づき、一般募集とは異なる連携募集により実施した。知的障がいのある生徒を1学年あたり21名募集し、パイロット校3校で平成29年度は31名、平成30年度は41名が入学した。

〈平成31年度〉

茅ヶ崎高校及び厚木西高校では、引き続き連携募集により、計32名が入学した。

足柄高校では、連携する中学校の数が少なく、志願者が増えにくいという状況があり、南足柄市と足柄上郡を対象に行っていた連携募集に加え、同じ県西地域である小田原市と足柄下郡の中学校に在籍する生徒を対象とした特別募集を実施した。連携募集で7名、特別募集で14名、合わせて21名が入学した。

〈令和2年度〉

神奈川県内の中学校に在籍する生徒を対象に、14校のインクルーシブ教育実践推進校で特別募集を行う。定員は1学年あたり21名の予定。

(イ) 相互理解を深める教育活動

各インクルーシブ教育実践推進校のすべての生徒が、インクルーシブ教育について主体的に学ぶための学習活動を、毎年、各学校において実施している。

(ウ) 中高連携事業

志願対象となる中学生が高校での学習や生活について理解を深め、適切な進路選択ができるよう、これまでの連携募集の成果を生かして、学校説明会、授業見学会、学校行事等見学会を実施する。

※インクルーシブ教育実践推進校（14校）

高等学校	通学地域
川崎北高等学校	川崎市
城郷高等学校	川崎市 横浜市
霧が丘高等学校	
上矢部高等学校	横浜市
津久井浜高等学校	横須賀市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市 葉山町 寒川町
湘南台高等学校	
茅ヶ崎高等学校 *	
二宮高等学校	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町
伊勢原高等学校	
足柄高等学校 *	
厚木西高等学校 *	相模原市 厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村
綾瀬高等学校	
上鶴間高等学校	
橋本高等学校	

* ;パイロット校

エ すべての県立高校におけるインクルーシブ教育の推進

共生社会の実現に向け、すべての県立高校におけるインクルーシブ教育を推進するため、平成28年度より「高等学校におけるインクルーシブ教育の推進に係る会議」を年1回開催している。神奈川のインクルーシブ教育の推進についての理解を深めるとともに、インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）におけるこれまでの取り組みや、支援体制の充実に向けた県立高校の実践の成果等を共有できるようにしている。

(3) インクルーシブ教育の推進に係る理解の促進

ア インクルーシブ教育推進フォーラムの実施

(ア) 目的

本県のインクルーシブ教育の推進について、すべての県民に理解を深めていただくため、平成26年度から継続して実施している。

(イ) 実施状況

	テーマ	目的・対象地域	開催回数	参加者数	開催地
平成 26年度	共生社会の実現をめざして ～インクルーシブな 学校づくりに向けて～	理解・啓発を目的とする 全県対象	4回	690名	平塚市 藤沢市 横浜市 海老名市
平成 27年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～地域で育つ子ども・ 地域で生きる子ども～	理解・啓発を目的とする 全県対象	3回	727名	横浜市 (2回) 海老名市
平成 28年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～子どもを支える地域の ネットワークづくり～	理解・啓発を目的とする 全県対象	1回	1,008名	相模原市
		「みんなの教室」モデル 事業及びインクルーシブ 教育実践推進校（パイロ ット校）の各取組地域に おける開催	3回		茅ヶ崎市 南足柄市 厚木市
平成 29年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～みんなで描く わたしたちの学校～	理解・啓発を目的とする 全県対象 (過去未開催の地域)	4回	850名	小田原市 横須賀市 伊勢原市 大和市
平成 30年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～みんなでつくる 「わたしたちの学校」～	理解・啓発を目的とする 全県対象	2回	637名	海老名市 川崎市
令和 元年度 (予定)	みんなでつくる インクルーシブな学校 ～共に考えること、 自分にできること～	理解・啓発を目的とする 全県対象 「みんなの教室」モデル 事業及びインクルーシブ 教育実践推進校（パイロ ット校）の各取組地域に おける開催 市町教育委員会との共催	4回	—	南足柄市 厚木市 寒川町 相模原市

(ウ) 平成26～30年度の成果

- ・ 5年間の継続的な実施により、ほぼ県全域で開催できた。
- ・ 平成30年度は、インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）と「みんなの教室」モデル事業の取組みについて実践報告を行ったことで、県のインクルーシブ教育の取組みについての具体的な理解につながっている。
- ・ 参加者のうち県民の占める割合が増えており、インクルーシブ教育についての一定の理解が進み、学校教育の取組みだけでなく、自分が学校や地域で何ができるかを考える機会につながっている。
- ・ 特に、パネルディスカッションにおいては、回数を重ねるにしたがって、会場参加者から、自分たちの地域でインクルーシブ

教育を進めていく上での具体的な課題等についての意見が出されるようになった。

イ リーフレット「かながわのインクルーシブ教育の推進」の活用

(ア) 目的等

- ・ 子ども・保護者をはじめ、すべての県民にインクルーシブ教育の推進について理解を深めていただくことを目的として作成した。
- ・ 平成27年度、県内すべての幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の幼児、児童、生徒及び保護者、教職員に配付した。

(イ) 特徴

- ・ インクルーシブな学校について主体的に考えていただけるよう、平易な言葉を用いた対話型形式のリーフレットとした。

(ウ) 活用に向けた取組み

<教員対象の活用研修>

県内の公立小・中学校及び高等学校の教職員を対象に開催している。

<児童・生徒対象の研修会>

児童・生徒向けのインクルーシブ教育に関する研修を開催している。

<インクルーシブ教育推進フォーラムでの活用>

各フォーラムにおいて、リーフレットを用いた説明を実施している。

<点字版等の作成>

リーフレットをより多くの方にご活用いただくため、新たに点字版、音声版、総ルビ版、外国語版及び小学校低学年版等を作成し、ホームページに掲載している。

(参考) インクルーシブ教育の推進の社会的背景・経緯

1 世界及び国内の動向

(1) 世界の動向

ア 「サラマンカ宣言」採択（平成6年）

障害のある子どもを含めた万人のための学校が提唱された。

イ 「障害者の権利に関する条約」国連採択（平成18年。日本は平成26年批准）

障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないことが規定された。

(2) 国内の動向

ア 「障害者基本法」一部改正（平成23年）

可能な限り障害者である児童・生徒が、障害者でない児童・生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ必要な施策を講じなければならないことが規定された。

イ 文部科学省中央教育審議会特別委員会報告（平成24年）

共生社会の形成に向けて、同じ場で共に学ぶことを追求し、個別の教育的ニーズに最も的確に応える多様で柔軟な仕組みの整備や、連続性のある「多様な学びの場」の用意が必要と報告された。

ウ 「学校教育法施行令」一部改正（平成25年）

特別支援学校への就学を原則とした就学先決定の仕組みから、児童・生徒の個々の障害の状態等を踏まえた総合的な観点から決定する仕組みに改正された。

エ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行（平成28年）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定された。

2 本県の動向

(1) これまでの本県の教育

ア 共に学び共に育つ教育（昭和59年 県総合福祉政策委員会提言）

地域社会における、共に学び共に育つ環境づくりを推進してきた。

イ 支援教育（平成14年「これからの支援教育の在り方について（報告）」）

すべての子どもたちの自らの力では解決できない独自の課題を「教育的ニーズ」として捉えそれぞれに適切に対応する「支援教育」を推進してきた。

ウ 共に育ちあう教育（平成19年「かながわ教育ビジョン」策定）

子どもたちが成長の過程で様々な人々と出会い共に学ぶことで立場を超えて理解し合い学び合える、誰をも包み込むインクルーシブ教育を推進してきた。

(2) インクルーシブ教育の推進（平成27年 教育ビジョン一部改定）

支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向けて、小・中学校から高校までの連続性のある多様で柔軟な学びの場を提供しつつ、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つ、インクルーシブ教育を推進していく。